

【注記事項】

- ① 別表2は、業務執行理事設置が定款において規定されている場合のもの。業務執行理事が存しない場合は当該欄を削除の上修正してください。また、管理者、サービス管理責任者等にも専決権を委任する場合は専決権の受任職名の項に追記することも可。なお、障害者総合支援法や介護保険法上は一部を除き、施設長の用語はありませんので各法人の実態に合わせる必要があり、例えば、施設長と管理者を区分している場合は、管理者を専決受任者に加えることも検討してください。

- ② 寄附金収入以外は事前統制の観点から予算の承認を理事会（定款に定めがある場合は理事会の決議および評議員会の承認が必要）において得ていることから収入に関する金額設定は、不要と考えられますが、設定する旨所轄庁から指導がある場合は所轄庁との協議によることとなります。

- ③ 金額については、所轄庁の指導がある場合は所轄庁との協議によってください。理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、所定事項として法人の判断により決定することになりますので、あらかじめ理事会の（評議員会の意見を聴いて）承認を得ておく必要があります。専決できる金額「1千万円未満」が多額と判断される場合は、任意に減額してください。

- ④ 経理規程及び経理規程が設置を定めた会計責任者、出納職員等各機関権能図は「社会福祉施設・事業者のための規程集（会計経理編）」に所収されています。

- ⑤ 「寄附の募集に関すること」は理事長専決は不可とされています（定款例第24条備考⑪）ので別表2法人一般・人事に関する事案No.7の表記を「寄附の募集及び受領に関すること」とすると、指導検査で是正指摘を受けるのでしょうか。したがって、一般・人事に関する事案No.7の表記は「寄附の募集事務及び受領に関すること」が適切です。